

奈良県食品安全・安心懇話会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 懇話会の傍聴希望者は、懇話会の開催前日までに、申し込みフォーム又はFAXにより奈良県薬務・衛生課へ氏名及び住所を連絡すること。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第、受付を終了する。
- (3) 傍聴者の定員は、原則として5名とし、報道関係者が入る場合は、これとは別に傍聴席を設ける。

2 懇話会を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 懇話会開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、公然と賛否の意向等を表明しないこと。
- (2) 旗、のぼり、プラカード、鉢巻き、ゼッケンその他これらに類するものを携帯し、又は着用しないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等懇話会の妨害となる行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、許可を得た場合は、この限りではありません。
- (6) 携帯電話等を使用しないこと。
- (7) 非公開となる議題の審議にはいる場合で指示があったときは、速やかに会場外に退出すること。
- (8) その他会場の秩序を乱し、又は懇話会の支障となる行為をしないこと。

3 懇話会の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、懇話会を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が2に違反したときは、退場していただく場合があります。
- (3) 傍聴者が、2の違反を繰り返した場合は、次回以降の懇話会の傍聴をお断りすることがあります。
- (4) 懇話会の秩序を維持するためやむを得ない場合は、懇話会を途中で非公開とする場合があります。